

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第48号

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織) <b>第4条 略</b>	(組織) <b>第4条 略</b> <u>(利益の処分等)</u> <b>第5条 利益の処分は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てることによるものとする。</b> <u>(1) 減債積立金 企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）の償還に充てる目的</u> <u>(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的</u> <u>(3) 建設改良積立金 建設又は改良を行う目的</u> <u>2 毎事業年度生じた利益は、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この項において「補填残額」という。）があるときは、その補填残額の20分の1以上の金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。ただし、企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額を積み立てるものとする。</u> <u>3 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の20分の1以上の金額を利益積立金として積み立てるものとする。</u> <u>4 前2項の規定により減債積立金又は利益積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額を建設改良積立金として積</u>

改正前	改正後
<p>第5条～第9条 略</p>	<p>み立てるものとする。</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、議会の議決を経て、その使途を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</u>  <u>(資本剰余金)</u></p> <p><u>第6条 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。</u>  <u>(欠損金の処理)</u></p> <p><u>第7条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。</u>  <u>ただし、資本剰余金がある場合には、資本剰余金の一部又は全部をもってうめることができる。</u></p> <p>第8条～第12条 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。